

授 業 科 目	義肢装具関係法規		
教 育 内 容	専門基礎分野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	
担 当 教 員	厚生労働省 老健局、労働基準局、社会・援護局 職員 他		
学 年	3	単 位 数	1
開 講 時 期	後期	時 間 数	講義 15 時間

■ 授 業 概 要

義肢装具士の法的根拠を明らかにすると同時に、関連する他のコメディカル職種について法規上の関係を理解する。また義肢装具および補装具全般の支給・給付制度について法的視点から理解を深め、その関連法について学ぶ。

■ 到 達 目 標

- 1) 義肢装具士の法的根拠について説明できる。
- 2) 他のコメディカル職種との法的関係を説明できる。
- 3) 義肢装具の支給・給付制度について説明できる。

■ 授 業 内 容

第 1 回	労働者災害補償保険法
第 2 回	介護保険法
第 3 回	障害者自立支援法
第 4 回	健康保険法
第 5 回	個人情報保護法・PL 法
第 6 回	義肢装具士法
第 7 回	義肢装具の支給・給付制度 I
第 8 回	義肢装具の支給・給付制度 II

■ 評 価 方 法

平常点 100%

■ 教 科 書

なし（授業の進捗状況に応じて、随時資料を配布する）

■ 留 意 事 項

<担当教員の実務経験>

厚生労働省職員として、各分野での職務に従事。